

【お客様へのお知らせ】

新型コロナウイルスの影響に関する支援策

◆固定資産税・都市計画税の減免措置

2020年2月～10月の**任意の連続する3カ月の売上の合計額が前年同期比で30%以上減少**した場合、令和3年度の固定資産税が減免されます。

減免対象	償却資産及び事業用家屋に関する固定資産税等 ※土地や非事業用建物に関する固定資産税等は対象外
措置内容	前年比30%以上減少 → 1/2 / 前年比50%以上減少 → 全額免除
申請期限	令和3年1月31日までに申請 ※市町村により異なる
申請報酬	作業時間×5千円+消費税（最大2万円+税）

◆家賃支援給付金

新型コロナウイルスの影響により2020年5月～12月の**任意の1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少**、又は**任意の3カ月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少**した場合、支払った家賃等の一部に対する給付金が支給されます。

給付対象	事業を営むために借りた土地・建物の賃料
申請期限	令和3年1月15日まで（特段の事情がある場合を除く）
申請報酬	[給付額×5%]または[作業時間×10,000円]のいずれか低い金額（税抜）

◆消費税の課税事業者選択届出等の提出に係る特例

2020年2月～2021年1月末の**任意の1カ月以上の期間の事業収入が前年同期比概ね50%以上減少**している場合、所轄税務署長の承認を受けることで、課税期間開始後でも課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能です。

◆簡易課税制度に関する特例（消費税法第37条の2第1項）

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合、課税期間開始後でも簡易課税制度を選択する（又は選択をやめる）ことが可能です。

各制度の詳細については弊社担当者へご相談ください。 ひょうご税理士法人